

R D最終処分場問題地元説明会
(北尾団地)

日 時：平成20年5月28日(水) 19:30~21:15

場 所：北尾団地自治会館

出席者：(滋賀県)嘉田知事、山仲琵琶環部長、山岡管理監、上田室長、井口、谷川、
秘書課、広報課

(県会議員)九里議員

(栗東市)乾澤環境経済部長、武村課長、井上室長ほか

(北尾団地)自治会長ほか住民約40名

(報道関係者)

この記録は、文意がつながるよう一部接続詞の修正や()で補説をしましたが、基本的に当日の発言をそのまま掲載するものです。

1. 概要

知事から行政対応に関する謝罪とD案を基本に実施計画を策定することとした経過を説明

その後質疑応答。住民の主な意見は以下のとおり。

- ・全量撤去してほしい。これは北尾団地の総意である。そのためなら13年間我慢する。
- ・全量撤去はみんな望んでいるのに、委員会答申もそうなのになぜできないのか。
- ・有害なものがいつまでも残るのは不安である。
- ・D案で有害物除去というが、処分場全体に有害物が混じっている。ダイオキシンも焼却炉だけでなく処分場全体に混じっている。全量撤去以外に取り除く方法はない。
- ・遮水壁で汚い土とセメントでぐちゃぐちゃにするのなら何にもならない。
- ・なぜ住民(北尾)の意見を聞かずにD案に決めたのか。
- ・D案は絶対変えられないのか。今日は知事の報告会か。意見は聞いてもらえないのか。それなら話をして意味がない。
- ・金と命とどちらが大事なのか。
- ・D案は地震などの災害でも絶対大丈夫なのか。不安である。
- ・地下水は下流まで汚染されている。それなのになぜ全量撤去しないのか。
- ・ここの土壌を調べてほしい。

- ・この土では植物が育たない。
- ・安全性が確保できるまで団地が移動されるのならわかる。
- ・許可容量をオーバーしている分をなぜ撤去しないのか。
- ・私たちは早くからRDの違法行為を県に訴えていたのに県は聞いてくれなかった。黙認した県が悪い。
- ・物質によっては空中にも飛散していて怖い。
- ・今まで県は資料を配って説明したと言ってきたから県の資料は受け取らない。今までの積み重ねに対する私たちの抵抗である。

2. 質疑内容

自治会長：(挨拶)

平日のお忙しい時間に集まっていたいただきどうもありがとうございます。知事におかれましては、お忙しい時間ほんとうにありがとうございます。このRDの処分場、私らもう11年以上いろんな運動をしてきました。その中でいろいろ対策案といいますが、それに向かっての方向に進みつつあります。その中で、今日このような場所を開催しますことで、本当の地元の意見、本当に私らが10年間やってきた思いを知事の方にぶつけていきたいと思えます。先だって11日にありました説明会では、私らはその中で発表するという事はしておりませんが、ここの場を借りまして、知事にストレートに意見を言いたいと思えますので、皆さんご協力よろしくお願ひします。それでは、この説明会、ここの意見交換会にあたっての知事からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

知事：(挨拶、経過説明)

改めまして北尾団地の皆さんこんばんは。平日、夜、大変お忙しいところ、また昼のお仕事でお疲れのところお集まりいただきましてありがとうございます。滋賀県知事の嘉田でございます。今日はRD処分場問題につきまして、皆さんのご意見をお伺いしながら、県としての方針などお話をさせていただきたくお邪魔いたしました。

この北尾団地の皆さんには、処分場問題につきましては、これまで県の事業者へ対する認識の甘さなどから悪臭・騒音など大変ご迷惑をおかけいたしました。また、平成13年に県がRD社に発しました改善命令につきまして、北尾団地自治会の皆さんには大変ご協力、あるいはご理解をいただきましたにもかかわらず、問題の解決には現在まで至っておりません。改めまして県として毅然とした対応がなされず、大変長い期間、特に平成11年、硫化水素が噴出して大変なご心配をおかけしてからもう8年、9年、それ以前からを含めると昭和50年代から大変長い期間、ご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

この処分場問題、平成18年6月にRD社が経営破綻いたしました。それ以来、県が主体となりまして、RD問題を早期に着実に解決していくための取り組みを推し進めてまいりました。私は2006年の7月に知事に就任して以来、処分場問題対策室をより充実させる、そして強化しながら、まず平成18年、2006年になりますが、10月に処分場問題の解決に向けて3つの方針をださせていただきました。

まず1つは事業者の責任を追及することです。そして2つめには環境汚染に対する対応策を対策委員会で検討することです。そして3つめは、これまでの県の行政対応を第三者による検証委員会を設置し検証し再発の防止を図ることです。この3つを柱としまして、その取り組み手順を示してまいりました。その中で私どもが最も大きな長い時間をかけてまいりましたのが、処分場問題対策委員会、特に地下水汚染などについて効果的で合理的な対応策をご検討いただくための学識経験者、地元住民の代表の方にも委員をお願いをした委員会です。北尾団地からは さんに委員就任をいただきまして大変お忙しい中、15回にわたり、当初の予定を大幅に上回る会議をしていただきました。この今年の3月ですが、対策委員会としての報告書のとりまとめをいただいたところでございます。対策委員会からの報告書につきましては、県が実施すべき対策工として、特に安全性を確保する対策工として、主に全量撤去のA2案と原位置で浄化して有害物を除去するD案の2案を推奨いただきました。今既にこの具体の案に入ろうとしているんですけど、どういたしましょうか。このようなご説明でよろしいですか。

自治会長：一様経過を簡単に説明していただいて、

知事：よろしいですか。ちょっと皆さんの方が違和感があるといけませんので、こういう具体の話でよろしいでしょうか。この全量撤去案と言われておりますA2案ですが、廃棄物を全量掘削、掘りおこしまして、その一部を埋戻しながら処理土に活用しようとするものです。地元の委員の方4人を含む8人の委員の方が推奨されまして、この案は対策委員会として推奨すべき対策工としてご推薦いただきました。また、もうひとつの対策工案は原位置、今ある位置で浄化をしていく案でございます。周りを壁で囲って土を被せ水処理施設を設置し、その処理施設で水を浄化をしながら有害物を取り除くという案でございます。これを私たちD案、原位置浄化案、D案と言っておりますけれども、7人の委員の方が推奨されました。費用的には全量撤去案は、対策費用が約240億円、工期が約13年と見込まれております。また、原位置での浄化案は約45億円から52億円で工期は約3年と見込まれております。

さてこの処分場問題、問題は何かと申しますとこれはまた後ほど皆さんからの具体的にお伺いしたいんですが、私どもが心配しておりますところは地下水汚染、またダ

イオキシソ類の飛散などの環境汚染でございます。併せまして、かねてから住民の皆さんからご指摘をいただいております、また掘削調査の中でも明らかになりましたように違法に埋め立てられたドラム缶などの問題がございます。皆さんご存じのようにここは安定型産業廃棄物処分場として許可をださせていただきました。主に4品目を処分させていただき、そのような処分場ですが、その許可した以外のものが入っているということも一つの問題と考えております。そうした中で平成11年に高濃度の硫化水素ガスが発生したわけでございます。そのときのお話をお伺いしますとちょうど、今のこのフェンスの辺りでしょうか、皆さんの住宅のすぐ横、蒸気が発生して臭いも大変であったし、また皆さん避難もなさったというようなことでですねご心配をおかけしたと伺っております。8年を経過しているにもかかわらず依然として解決に至らず皆さんには大変なご心配をおかけしております。県としましてこのような問題に対しましてできるだけ速やかに適切な方法によりまして対策を講じなくてはならないと考えております。

この問題解決のための基本的な考え方ですが、まずこの問題は産業廃棄物の処分に関して発生したものでございまして、県としてはこの問題を栗東市のこの地元一部地域の問題としてとらえるのではなく、県全体の重要な取り組み課題として位置づけなければならないと考えております。そのうえで皆さんのご理解とご協力を得て処分場から周辺への生活環境保全上の支障をしっかりと取り除く安全な対策を確実にまた着実に実施しましてRD問題を1日も早く解決しなければならないと考えております。皆さんからのご意見の中にいろいろまたお伺いさせていただくことになると思いますけれども、伝え聞くところによりますと早期解決ということを強く望んでおられるということも伺っております。この安全な対策ですがRD処分場から周辺への生活環境保全上の支障が取り除かれなければなりませんし、そのために取り除くための技術的、あるいは科学的な知見が十分に備わっていませんし、またこのような対策を確実に着実に実施していくためには皆さんのご理解ご協力をいただくことをはじめとしまして効果がある、また合理的、地元はもちろんのことですね、県民の皆さんに説明させていただいても納得していただけるような、そのような合理的な対策工の選定、また廃棄物処理法上の関係法令で位置づけられる対策工を実施していかなければならないと考えております。そのような中で原位置浄化案を基本に実施計画を策定したいと考えておまして、なぜそうなったのかを、まずご説明させていただきます。

この原位置浄化案ですが、先ほど申し上げましたように処分場から周辺への生活環境保全上の支障をしっかりと取り除く安全な対策を確実に着実に実施しRD問題を1日も早く解決するという基本的な考え方に添うものと考えております。少し長くなりますけれども対策委員会の方が議論をし、そして基本方針として出していただいた8項目ご紹介させていただきます。まず地域住民の皆さんとの連携強化に併せ、合意と

納得が得られるような問題解決にあたることを大原則にするということでございます。皆さんとの連携強化でございます。2点目は効果的で合理的でかつ経済的にも優れた対策工を実施し早期に問題を解決することでございます。3点目が対策事業は事業者措置命令を発してその是正が見込めないときに県が代執行事業として実施することです。少し法律用語になりますけれども、RD の会社そのものに県がきちんと対策工をするようにという措置命令を出させていただき、そして RD の会社がそれを実行しないときに県が代わりに代執行をさせていただきというそのような法的手続きを考えております。実は本日その措置命令を出させていただきました。そして4点目ですが、対策工を実施するにあたっては生活環境保全上の支障を取り除くこと。またその支障の元になっている素因、原因の除去と併せて、きちんと浄化ができているかその成果を確認するためのモニタリング、きちんとデータを取ってモニターをするということですが、そのモニタリングおよび対策工実施による二次被害防止のための影響監視をするということでございます。それから長くなって申し訳ありません。5点目ですが、対策工実施にあたっては周辺住民の皆さんの生活環境を保全するための措置を講じること。臭いが出たり音が出たりする場合には、その臭いや音が皆さんのところに影響しないような形での方法を講じることという意味でございます。また6点目は、対策事業は緊急的な対策と恒久的、きちんと長い期間、恒久的に効果が出る、そのような対策に分けて実施すること。また7点目ですが、対策工の終わり、終期ですね。終わるときは、これは法令上の目標でございますけれども、そもそもこの RD 処分場は安定型最終処分場でございますので、この処分場を廃止する基準というのがございます。これは水質あるいは土壌などに汚染がないような形での廃止基準です。その廃止基準を満足する状態を目標としまして、そしてこれから将来においても支障が生じないことが確認できる時期に対策工が終わった時期と考えております。そして8点目ですが、対策工は処分場の廃棄物の種類や性状、まあ状態ですね。性状のみならず地域の状況などに十分配慮して支障除去の実効性、あるいは確実性を担保するとともに法に定める支援を受け対策工の計画的で円滑な実施につなげることでございます。

以上の8項目でございますが、もしお許しを得られるなら、私ども文字に書いた資料を準備しておりますので、また必要とあれば配らせていただきます。あの、耳で聞いていただくと言葉が、普段使わない言葉が多いものですからなかなか理解しにくいと思いますけれども、必要とあれば配らせていただきます。この8つの項目を基にしまして県としていずれの項目をも満たすような形で対策工を選ばせていただいたわけでございます。そして先ほどご紹介させていただきましたように実施計画案の策定にあたっては、原位置、今の位置で浄化をしていくという形での D 案を基本として行うことといたしました。県として実施すべき対策工として適切、妥当であると判断をし

たところでございます。今後の事業の実施に向けて皆様のご理解とご協力をいただきたいと考え、本日お伺いしたところでございます。次にこのD案に対する見解でございますが、少し長くなりますけど、どうでしょうか。この辺りで一旦閉じさせていただきましょうか。このあと、では原位置浄化案とはどういうものなんですかと、図やあるいは模型も担当の者が手作りで作っておりますので見ていただいて説明させていただきたいと思います。ただその前に皆様ご自身が、ほんとに長い間ご苦労いただいた訳でございますので、そのこともまずお伺いさせていただくことが大切かと思えます。どうぞ進行の方よろしくお願いいたします。

自治会長：今日は思っていることを言ってほしい。

住民：今、知事のお話を聞いたうえでいろんなことを思ったが、知事がスローガンに掲げているもったいないというそういう精神のうえで、D案っていうのをとった訳は何か。D案っていうのは、ここの跡地は利用できないだろう。違うか。汚いものが、埋まったままで跡地を利用するっていうことはできないだろう。

知事：D案の場合も汚染された地下水を汲み上げて最終的には、安定型処分場を閉鎖する、その基準まで浄化する。

住民：しかし埋まったままのものはすべてずっと恒久的にその安全が保証されることは絶対にないと思うが。

知事：安定型処分場の廃止基準まで私どもは監視をするということがこのD案の・・・。

住民：監視だけならなんかことがあったら、中国みたいな地震とかあった場合に、法律で許されてないものが、出るっていう可能性もある。恒久的っていう言葉を使えないだろう。

知事：法律で許される範囲まできちんときれいにするというのが私たちの目標です。

住民：きれいにするということは、汚いものを取り除くという意味ではないのか。

この法治国家で許されていないものが入っている。それをまずとるのが目標とちがうのか。私たちの意見を聞かずになぜこのD案に決まったかという根拠を知りたい。

知事：それが今、8項目申し上げたが、一番大きな目標としては、D案で十分に安定型の処分場の廃止基準まで浄化できる、中の土壌なりを安定化させられるという実績あるいは科学的根拠が持てると考えている。だから処分場を廃止するということは何らかの土地利用が可能という次の段階はあるが、そこまで持って行くことを私たちは目標にしている。

住民：そこまで持つて行くことはどれくらいの期間がかかるのか。

知事：D案の工事をするのが平成 24 年でその後、安定型処分場の基準まで持つて行くのはモニタリングをしながらできるだけ速やかにと・・・。

住民：できるだけ速やかということとは、全然見通しがたたないということか。

知事：できるだけ速やかということである。

住民：やっぱりその中にいろんなものがある以上モニタリングしていかないことにはわからないだろう。出してしまった方が早いのではないか。

知事：出すのもA 2案で13年かかる。

住民：13年辛抱したら済む。私たちは13年騒音とかいろんな工事にまつわる被害を辛抱したらもうそれで13年から以降は何にも心配しなくてもここに住めるということではないか。

知事：ただ13年というA 2案が出されているが、技術的にも必ずしも確立されていないという問題があると理解している。それと、そもそもはここが安定型処分場なので許可されている品目がほとんどである。許可されているものを措置命令をかけて取り除けという法的根拠がない。だから、全量撤去を命令するだけの権限を持っていない。

住民：だが安定4品目で許可されて、それ以外のものも埋まっているってということも県も認めている。にもかかわらずその権限がないってというのはおかしいのではないか。

知事：全量撤去命令する権限がないということである。逆に権限のないことをやると私たち自身が逆に訴えられることにもなるので、それは法律の範囲内ということになる。

住民：許可されている4品目だけ残して、あとを撤去というのがA 2案と違うのか。

知事：A 2案の場合には、基本は全量撤去を命令することになるから、過剰な命令ということになる。

住民：対策委員会は、全量撤去が望ましいって言った。その県が作った対策委員会の専門家がそう言っている。それなら、全量撤去を私としては望む。

知事：全量撤去を望ましいといっても今申し上げたように法的に・・・。

住民：私らもう何年もここと戦ってきた。4品目以外のもんは必ずある。だから地下水は汚染されているんだろう。ドラム缶出しましたとか言うが、ドラム缶なんかどうでも

いい。金属は別に問題ない。その中には入ったものが土と混ざって処分場全体を覆っている。だからそれが地下水に流れているのではないか。4品目だけでは絶対はない。それをなんか先に措置命令をRDに、RDなんて会社倒産してないんじゃないか。会社ないところに言うのは、それはだいが前のことじゃないのか、措置命令の話は。今現在のことを言いたい。

知事：会社はなくてもそれを経営していた、経営者の方に対しては個人的に措置命令を出すことができる。それで、今日出した。

住民：それは、何年前かに措置命令を出しただろう。

知事：平成13年である。

住民：なんでまた今日付でそんな措置命令なんか出すのか。意味がわからない、私たち素人では。

知事：そのときの状態が不完全であったということで、先ほどお詫びしたが、県の方の管理が不完全であったということで、また、改めてモニタリングをして、今回、部分的に有害物が入っているところ、あるいはダイオキシンの焼却炉があるとか、そういうことを私どもも把握したので、その部分の有害物は取り除く。そして残りのものについては、原位置で浄化ができるような仕組みを考えたい。それを実行するというのが、D案である。

住民：有害物を取り除くと言うが、処分場全体に有害物がある。土といろいろ混ざって。どうやって取り除くのか。そんなモニタリングなんかでとれるはずがない。油とかコールタール、そんなものが一緒にもう混ざっている。火災も起きて、いろいろもう混ざってるのにどうやって取り除くのか。全量撤去じゃないと取り除けないんじゃないか。

知事：安定型処分場の基準になるまで、雨水を入れて浄化をし、そして内部は内部で土壌の中には微生物もいるから微生物で分解をされる。そのなかで安定化される。そのような仕組みをD案としてとらせていただくということである。

住民：遮水壁で聞いたら、なんかものすごくいいように思うが、RDの土とセメントを混ぜてという話を聞いたがそうなのか。

知事：RDの土もいろんな土がありますからそれぞれの場所場所で物質を見ながら・・
・。

住民：いろんな土ってどういう意味か。

知事：pHであるとか、化学物質を調べながら強度を保つような設計をしようとしている。
図を見る方がいいので模型を出させてもらえないか。

住民：わからない話ばかりで難しい。

知事：模型を造ってきたので・・・。

住民：模型とかじゃなく、住民全員、全撤去がすごい望んでいる。それは、ゆくゆく子どももいるし何年、何十年、何百年先のことを見て安心したい。4年でそれが出来るからそれで安定だと言われても、子どもらが大きくなった時もその代もずっとそれで安心していけるのか。不安である。

知事：そうなるように私たちはこの対策工をやっていく。

住民：なぜそれが全撤去じゃないのか。

知事：全量撤去は、技術的に難しいことと・・・。

住民：なぜ、技術的に難しいのか。みんな望んでるのに。知事の息子とかいるわけじゃないか。その方たちがここに暮らして、ずっと長いこと住ましてられるのか。

知事：だからそういう生活環境の安全を確保するための対策工だと申し上げている。

住民：それが、なぜ全撤去じゃないのか。納得できない工法なら誰も賛成できないと違うか。

知事：だからその工法を今日説明さしていただきたいと思って来た。

住民：みんな、たいていのこと知っている。そこの汚い土をぐちゃぐちゃにセメントと混ぜてただ壁造るだけやったら意味ないと思うが。

知事：雨水が入るので、雨水で内部を浄化しながら一日100t以上の水、一日140tずつの水を取り上げて、水処理施設を通して、そして通した後は下水道に流す、それを一日140t毎日毎日浄化をすることで、この全体が浄化されるということが、この原位置浄化案である。

住民：知事は、住めるのか。結局どうなのか。

知事：だから、住めるための生活環境の安全を環境知事として確保するということである。

住民：何でとってくれないのか。

知事：取ることによる別の問題があるということを申し上げてきたが。

住民：お金か。

知事：いえ、私はお金のことを申し上げていない。先ほどのように法的に命令がかけられない、そういうことである。

住民：でも下に埋まってたということは、また汚染する可能性が出てくるっていうのもある。そうすると、わたしら小さい子どもを持ってるんで、土遊びとかも、水が汚染されると、口に入れたりする。死を意味するって言葉に親としてはやっぱり敏感になってくるし、住民だったらみんな住みやすい環境っていうのを求めている。

知事：そのためにD案をさせていただきたい。

住民：そのためには全量撤去ではないのか。

住民：住んでる人の気持ちに対してもD案ていうのが分からない。普通だったら、A案とか全部撤去されて、水でも土でも大丈夫ということで、環境がすごくいいところに住みたいっていうのが私らすごくある。

知事：私たちの目標もそうである。もし土に子どもたちが触れて病気になるとか地下水に触れて病気になるということは避けなければならない。

住民：埋まっているということ自体危険である。ニオイもする。知事は住民の安心安全を最優先と言うが、全量撤去が最優先ではないのか。新聞見るとお金とか持って行くところがないと書いてあるが、長い目で見たら結局何も支障起きないようにするために何が何でも全部とることが基本ではないのか。疑問である。

住民：なぜ住民の話を先に聞かなかったのか。先にこの場を開いた方がよかったと思う。それがおかしい。

知事：そのところは手続きミス、お伺いするべきだったと思う。謝る。申し訳ない。

住民：今から変わらないで決定か。

知事：地元としてはできるだけ速やかにということだが、50億といたら大変なお金である。お金も確保し確実に実施できるような計画を責任を持って作らなければいけないので・・・。

住民：50億と人の命とどっちが大事なのか。D案で何かあれば責任をとるのか。

住民：何かあったら遅い。安心できない。不安である。それで納得しろと言うのか。

知事：確実に浄化できるような施設で施工をしたい。

住民：害が起きない確信があるのか。地震、大雨になった場合に害が出た時にどうしたらいいのか。責任とってくれるのか。

知事：地震に対してももちろん安全なように設計をするが自然界のことなので最大の努力をするということである。

住民：どこまでが努力か。

知事：命に別状のないような努力をする。

住民：それがD案でもう決定されるのか。

知事：D案は浄化をする。危ないところは取り除くことも含めてきちんと安全性を確保するが、今D案を基本にしながら＋、どうしたらいいかを設計をしていく。

住民：全部撤去した方が早いのではないか。

住民：混じっているのにダイオキシンを撤去できるのか。

知事：焼却炉のところである。

住民：それだけではない。ダイオキシンは処分場全体にある。処分場も3回くらい火災起きている。そういうことまで知っているのか。

知事：話は聞いている。

住民：話を聞いているだけである。火災はなかなか消えなかった。全部は経過を知らないだろう。私は10年以上見てきている。掘り起こした写真は私が撮った。下までいっているから浄化だといってもできない。地下水の下の地盤までいっている。どう浄化するのか。出庭の浄水場まで行っている。近くの井戸水は飲めなくなっている。それが何年も前から話である。今でも流れている。市の井戸にはいろいろ悪いものが出ている。

知事：水道は安全でないとい供給できないので出庭に入っている証拠は掴んでいないしそうなっていることはきわめて少ないと思っている。

住民：調べてないのなら調べてから報告するというではないか。

知事：ヒ素はあちこちにたくさんある。必ずしもここからという証明はできない。

住民：あることがこわいのにして軽い気持ちでD案をとるのかわからない。

知事：軽い気持ちではない。重く決めた。

住民：おかしい。専門家を無視して決めている。

知事：そうではない。

住民：なぜ全量撤去できないのか。

知事：専門家がD案で安全と・・・。

住民：私は京都に住んだこともある。花の種とか苗を買ってそのへんの土を持ってきて植えても咲く。何年か前に四つ葉のクローバーの種をもらってそれを使って増えたものを人にあげても増えた。しかしここに植えたものは全然育たない。

知事：それはR Dの中の土か。

住民：以前はアスファルトになっていなくてそのへんの土をとってやっていた。ここの土はちょっといやだと思っている。そういうことも考えてほしい。こわい。おかしいと思う。

知事：ちょっとどういう状況か・・・。

住民：人、もの、金の順番で考えてほしい。順番がおかしいと思う。任期の間に借金つくられていくというのがあるのかも知れないが、それでもどんなことがあってもいい仕事を残したという方が知事も退職してもいいと思うが。

知事：安全の確保は最も大事な目標ということで、安全の確保をするための方法がD案でいけるというのが私たち今回対策の中で提案をいただいた・・・。

住民：立証されたのか。これからなら100%ではない。

知事：何もしないわけにはいかない。

住民：だから全量撤去がいい。今日は知事の報告会か。私たちの意見を聞いてもらえないのか。

住民：決まっているのなら来なくてもいい。

住民：13年で全量撤去なら我慢できる。

知事：安全の確保できる方策がある条件の中であるなら私たちはそれを採用すべきというのが私の判断である。遮水壁があって140 m³/日を浄化するということなら十分に安全性が確保できる。

住民：専門家の人はここに住んでいない。私たちはここに住まなければならない。専門家の人は住んでないからいい。私たちはこんな汚いところで住みたくない。

知事：安全性を守るのが私たちの責務である。住んでる住んでないではない。

住民：安全性が確保できるまで団地が移動されるとかだったらわかるが、どこで安全が確保できるのか。有毒ガスで危ない地域として北尾をみんな移動させてほしい。

自治会長：そういう話をやった。前からそういう話をやっていた。ここには違法物はないと県は言ってきた。あると言ったのはごく最近である。

知事：住んでいる皆さんは(からすれば)ここに住まない知事は責任もてない(だろう)という話だが、行政というのはそんなものではない。そして行政がきちんと責任を果たさなかったことは私は謝らせていただく。しかし私が今知事としての責任をもつのはここに自分が住んでいるいないではない。行政としては皆さんの命に危害を加える環境ではいけないのでその安全性を確保するのが私の仕事である。

住民：行政が放っておいたからこういう形になったのではないか。

知事：だからマニフェストでは約束した。

住民：知事はここに何回来たか。

知事：数回伺っている。住んでいるのと違うと思うが。池のところからフェンスのところから見た。こっそり伺っている。

住民：なぜそのときのこっちに来ないのか。県庁にも行っているのに会いもしないのはなぜか。

知事：あえて会わないと申し上げたことはないと思うが。

住民：団地に来ようとも思わなかったのか。

知事：団地を歩いたことは何回かある。

住民：私は畑をやっている。土壌の検査をしていただきたい。

知事：栗東市とも相談して検討する。

住民：栗東市民は全量撤去と叫んでいる。住民の声を無視してもD案をやるということだな。どれだけ言っても一緒ということだな。

知事：ある工法で安全性を保てるならそれを採用しなければならない。

住民：栗東市民の大半は安心ではない。

知事：遮水壁をして内部浄化をして・・・。

住民：それで解決しないと思う。

知事：それをやらせていただきたいのが私たちの今の方針である。

住民：それで栗東市民は納得しないから全量撤去という声が聞こえてくるのではないか。

栗東市民にも知識のある人がいて全量撤去でないといけないという人もいるのではないか。

知事：粘土層の修復という人もいる。

住民：一部だけ直しているのが全体にいつている。容量もオーバーしている。

知事：許可容量40万m³に対して70万m³入っていると聞いている。

住民：県が放置したからこうなっている。知事がしっかりやるというから知事に投票した。

私たちはD案では納得しない。言っても聞かないならこんな場を設けても一緒である。

住民：全量撤去がダメか聞かせてほしい。

知事：先ほど申し上げたが、できるだけ速やかに効果の出る方法をとるべきだということである。13年という大変長い期間、それと技術的な問題である。悪臭なりいろいろな影響をなくして撤去することが非常に難しい。これは委員会の中でも議論されている。

住民：悪臭はもう慣れている。我慢できる。水処理施設は全然動いていないのではないか。

知事：あれよりももっと大きな施設、140m³/日というのはかなりの水量なので浄化ができるという工法である。

住民：さっき許可容量を言ったが、超えた分は取り除かなければならないのではないか。

知事：皆さんの生活環境、命に影響しないということが私どもの役割である。それは税金を入れさせていただく1つの大事な理屈である。県民にも説明がつかないといけない。生活環境の安全が確保できたらそうするのが私たちのできる範囲である。

住民：出すのが普通ではないか。

部長：おっしゃるとおりだが、制度的にはRDが破綻しなかったらそうだろうが、代執行でいくと税金を使う。そうすると安全なものも入っている。相手が破綻している中でみんなのお金で取り除きをするのが現在の視点なら硫化水素、地下水汚染、ダイオキシン、法面崩壊の問題である。やり得はダメだがその人が破綻している。そうすると

私たちの税金を使って除くが、これはやらないことにしようということである。長浜も同じようなところがある。土が残っているがとれていない。

住民：会社が元気な時、そういう話をしている。追求している。それを県が黙認してきた。
部長：それは謝った。

住民：謝って済む問題か。私たちは調べて県にも会社にも訴えた。

自治会長：セットバックの時にわかっていたはずだ。

住民：黙認した県が悪いのに偉そうに言うな。

部長：おっしゃるとおりである。

住民：お金が第一か。安全第一ではないのか。

知事：安全第一である。

自治会長：許可容量の基本というのがあるだろう。それ以上入れたら危ないのではないか。

住民：30万 m³ 出したらいいのではないか。早く終わるのではないか。

知事：皆さんがいろいろ問題を指摘していただいて県が対応とらなかったことに関しては、たいへん遺憾だと思っている。こういうことが二度と起きてはいけないというのが次の対策ということで、県の方としても再発防止を考えているし、また生活環境の命への危険があっては絶対いけないということは私の責務なので地下水の浄化とダイオキシンなどの飛散がないような・・・。

住民：それは煙突か。ダイオキシンは埋まっている中にある。

部長：土壌中にある。

住民：それを取り除くことはできないだろう。それなら除かないといけないだろう。

部長：だから地下水を先に出ないようにして水処理していくことを考えている。

住民：そんなことでこの広い土地のものが全部取り除けるのか。物質によっては空中に出ているものもある。

住民：子どもがいる。吸っている可能性もある。そんなこと考えるとこわいし不安である。

住民：私たちはこういう交渉を何回もやってきた。県の対応はなあなあであった。

知事：飛散しないような形で上を覆うということは工事に入っている。

住民：覆土はダメだと栗東市民は言っている。

知事：覆土だけではなく、浄化して水を取り出すということである。

住民：県は同じことばかり言っている。それでは納得しないから問題が残っている。

知事：だから今回きちんと対策工をしたいと決意をしている。これはできるだけ速やかに
かからないと・・・。

住民：結局D案しか無理ということか。考えてもらえないのか。

知事：D案を中心として取り上げるべきものは取り上げますということを申し上げてい
る。

九里：一言だけ、確かにニオイもあるし季節の中で感じたものがある。そういうことを含
めてそこに住んでいる生の声はこれまでなかったと思う。しかし今日は違う。工事が
始まって生活している皆さんの今までの経験の中で生活の中でこういう時おかし
いとかそういうことがあれば是非こういう機会なので直接お話をされた方がいいと思
う。そうでないという機会は直接対話の機会なので一番近くの方なのでそういう
声を議論の中でできたらと思う。

住民：言っても一緒である。どんだけいってもD案で、考えてもらえない。結局遮水壁も
何一つ変えてもらえない。結局安全性ではない。検討するという考えはないのか。も
う一回考えるということならわかるが、どうなのか。

知事：先ほどから言っているように安全が確保できる・・・。

地元：考えてもらえるのかももらえないのか。

知事：こういう不安があるということがあればできることは検討する。

住民：D案と違う形に考えることはできるのかということを知っている。

知事：何を有害物として取り出すかというのはこれから話をする。

住民：その度に意思を聞いてくれるのか。変えてもらえないのか。

知事：安全性を確保する、そのためにD案を中心に設計をする。

住民：D案で納得できないから言っている。

知事：A2案がD案以上に安全だとは思っていない。

自治会長：有害物を出してくれたらそれでいい。全体が有害物で覆われてるから言ってい
る。

住民：何かあってからでは遅い。私たちは普通の生活を普通にしたいだけである。そのへん不安を抱えているのは厳しい。ややこしいことはやめてもらいたい。

住民：D案やるよりA案の全撤去をして税金を使った方がみんなが納得すると思う。ぐちゃぐちゃにするのに金使うのは納得できないと思う。

知事：A 2案も遮水壁をつくる場所は共通である。

住民：一定の期間だけの遮水壁なら納得する。それをお願いする。

知事：今日のところは安全性を確保するのが私の責任だということをお伝えをしたい。そのための方法として・・・。

住民：なぜそこで止まるのか。

住民：考え直してもらえるのかももらえないのか。このままならD案で納得したことになる。

知事：そのための条件がたくさんあるので今A 2案で約束はできない。

住民：それならD案もいかないということだな。

部長：本当はD案とA 2案の説明をしようと思っていたが、D案でいいというふうに理解してもらっていると思っていないが、今日皆さんの意見は聞けたのでまた時間をとってもらえればもう少しきちっとやりたい。

住民：理解するしないではない。嫌である。

部長：D案反対ということでこの場は聞いたということである。

住民：D案でいかないということか。

部長：D案でないということは・・・。

住民：D案で勝手にいくのではないか。

部長：そうではない。

住民：試掘は断っていたのに勝手にやった。

部長：そういうことはしない。

住民：またこういう会があるのか。

部長：またお願いしたい。

知事：寄せていただく。

住民：最高責任者が来ると話が早い。

住民：決定するまでに来てもらえるのか。

住民：同じD案ではないな。よくなったものをもらえるのだろうか。

知事：既に事業者ができない状態の中で、私たちは税金を入れてやらなければならない。
県民の了解ももらわないと知事としての責任が果たせない。

住民：管理の責任を誰がとるのか。

住民：人の命とお金を天秤にかけるのか。命がかかっている。全量撤去以外にない。

知事：安全性を絶対に守らなければならない。

自治会長：D案で納得していないということで勝手に決定しないということで。

住民：一日も早く解決と言っているのにのんびりにしか思えない。いつになるのか。

自治会長：地元の意見をどう取り入れたかという報告はもらえるのか。そうでないとみんなを呼べない。

部長：同じもので来るということはない。

自治会長：次は住民の意見が反映されているのか。

部長：そのへんは自治会長と相談する。

自治会長：納得できるような案ができるわけだな。

知事：それは時間がいただきたい。

部長：今日は考え方しか説明していない。技術的なことは入っていない。D案も安全は確保できていると思っているが、遮水壁は廃棄物と一緒にとかいう話が出ているが、そのへんの説明もできていない。D案なりほかの案を持って来るという前提で自治会長と相談する。私たちはD案も有効な案だと思っているのでそれを持ってくる前提で今の要望も入れて伺いたいと思っている。

住民：全部撤去してほしい。

部長：それは総意か。

自治会長：そうである。

知事：お願いであるが、資料を受け取っていただいて見ていただいて次の時に+ の話をしたいがどうか。

自治会長：資料はらない。

知事：話だけでなく共有の前提をもって話し合いをするのがより有効である。

住民：共有の前に住民の意見を全く聞いていない。知事が先にD案と発表したからである。

5月11日は北尾は何も言わなかったのに知事は近隣住民のことを言った。県はいつもそうである。去年の10月も住民を無視してやった。対策委員会では住民の4分の3がA2案である。先生も専門家ではないのか。まったくこんなことになるとは思わなかった。D案が一番議論されていない案ではないか。違うか。なんべん聞いてもお金のことは心配しないでください、言わないでくださいと部長は言ったな。

部長：心配するなどは言っていない。頭からどうということは言っていない。

住民：安全性が第一なのか。

部長：そうである。

住民：知事がある議員にそんなお金は出せないと言っているのではないか。RDが健全な時に言ってほしい。

知事：見ていただいて議論をする資料として準備しているので・・・。

自治会長：今までの県の対応が配ったから説明したと言っているから受け取らない。今までの積み重ねに対する私たちの抵抗である。

知事：私も誠意を尽くして話を聞きたいと思っている。今日のところはこれで閉じさせていただきます。

(以上)